

## 旧軍毒ガス弾等対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 旧軍毒ガス弾等に係る国の調査依頼（平成15年6月27日環保安発第030627002号）に基づき、本市における円滑な調査の実施及び市民生活の安全の確保を図るため、旧軍毒ガス弾等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表の委員をもって構成し、委員長には、環境局総務部長、副委員長には、環境対策部長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、関係職員を会議に出席させることができる。

(所管)

第3条 連絡会議は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 本市における旧軍毒ガス弾等に関する資料及び情報等に対する調査の実施について
- (2) 調査結果の検証及び必要な措置の検討について
- (3) その他必要な事項について

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、環境局において処理する。

(その他必要な事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

委員長	環境局総務部長
副委員長	環境局環境対策部長
委員	危機管理本部危機管理部長 総務企画局総務部庶務課長 財政局財政部庶務課長 市民文化局市民生活部庶務課長 経済労働局産業政策部庶務課長 環境局総務部庶務課長 環境局環境対策部環境対策推進課長 健康福祉局総務部庶務課長 こども未来局総務部庶務課長 まちづくり局総務部庶務課長 建設緑政局総務部庶務課長 港湾局港湾振興部庶務課長 川崎区役所まちづくり推進部総務課長 幸区役所まちづくり推進部総務課長 中原区役所まちづくり推進部総務課長 高津区役所まちづくり推進部総務課長 宮前区役所まちづくり推進部総務課長 多摩区役所まちづくり推進部総務課長 麻生区役所まちづくり推進部総務課長 上下水道局総務部庶務課長 交通局企画管理部庶務課長 病院局総務部庶務課長 消防局警防部警防課長 教育委員会事務局総務部庶務課長